

環境・防災対策調査特別委員会会議記録

環境・防災対策調査特別委員会委員長 喜多 正敏

1 日時

平成 26 年 8 月 6 日（水曜日）

午前 10 時開会、午前 11 時 44 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

喜多正敏委員長、佐々木茂光副委員長、高橋孝眞委員、小田島峰雄委員、高橋昌造委員、工藤大輔委員、田村誠委員、高橋元委員、小西和子委員、高田一郎委員、五日市王委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

大山担当書記、小田澤担当書記

6 説明のため出席した者

長野県飯田市市民協働環境部環境モデル都市推進課 課長補佐 田中克己氏

7 一般傍聴者

1 人

8 会議に付した事件

(1)調査

「分権型エネルギー自治」を目指す飯田市の環境政策

(2)その他

次回の委員会運営等について

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 おはようございます。ただいまから環境・防災対策調査特別委員会を開会いたします。

なお、工藤大輔委員は少々おくれるとのことでございますので、御了承をお願いします。上着につきましては、体調に合わせて適宜着脱してください。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、分権型エネルギー自治を目指す飯田市の環境政策について調査を行いたいと思います。

本日は、講師として長野県飯田市市民協働環境部環境モデル都市推進課課長補佐の田中克己様をお招きいたしておりますので、御紹介いたします。

○田中克己講師 おはようございます。御紹介にあずかりました田中でございます。長野

県飯田市役所から参りました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○喜多正敏委員長 田中様の御略歴等につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

本日は、田中様から分権型エネルギー自治を目指す飯田市の環境政策と題しまして、再生可能エネルギー導入に関する条例を制定し、地域のさまざまな活動主体の協働を促すことで地域主導のまちづくりを進めている長野県飯田市の取り組みについてお話をいただくこととなっております。

田中様におかれましては、大変御多忙のところ、このたびの御講演をお引き受けいただきまして、改めて感謝を申し上げます。お手元のボールペンは、講師から進呈いただいたものです。どうもありがとうございます。

これから講師のお話をいただくことといたしますが、後ほど田中様を交えての質疑、意見交換の時間を設けておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、田中様、よろしくお願いいたします。

○田中克己講師 では、改めまして、長野県飯田市市民協働環境部環境モデル都市推進課の課長補佐を拝命してございます田中克己と申します。先生方の大変御多忙な時間を頂戴し、当飯田市の環境エネルギー政策についてお話をさせていただく機会を頂戴いたしまして、まずもって衷心から感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、貴重なお時間でございますので、おおむね1時間の枠内ということで、当市の環境政策について御案内を進めてまいりたいと思います。それでは、着座させて御案内させていただく失礼をお許しいただければと思います。では、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にパワーポイントをカラー印刷したものもありますけれども、こちらの紙芝居のほうがより内容をおわかりいただけるとと思いますので、正面の紙芝居のほうをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

ただいま委員長から分権型エネルギー自治という、当市の環境エネルギー政策が目指すキャッチフレーズについて御紹介いただきました。ちょっと聞きなれない言葉でございますけれども、当市のエネルギー政策というものを通じまして、持続可能な地域づくりにどうつなげていったらいいのかということと比較的古い時代、平成9年ぐらいから模索してきた次第でございます。環境政策が立ち上がりました平成9年ぐらいからは本当に手探りでありまして、市民の皆様から相談を持ちかけられるとか、あるいは市議会議員が御相談を持ちかけるということで、手当たり次第やってみて、たくさん、たくさん失敗がございました。それが平成16年ぐらいをきっかけといたしまして、何となく物になって動いてまいりました。きょう呼びいただいたということは、飯田市の環境政策を先生のどなたかがお耳にいただいたのかもしれませんが、平成16年当時のようやくよちよち歩きで立ち上がったレベルでございまして、以降代々、我々環境エネルギー政策の担当者はどうするともっとうまくいくのかという情報をチェックするのです。ノウハウの蓄積と分析を

一生懸命やってまいりました。そして、平成20年ぐらいからやっとそれが固まってきて、こうやるとうまくいくらしいという飯田方式ができてきたわけでございます。それを地域づくりであるとか、自治にまでつなげることができないかということの模索を始めたのが平成21年、22年、23年、ここらあたりでございまして、今ようやくそれが緩やかに軌道に乗り始めてきたというのが現状でございます。そのありようを称しまして、分権型エネルギー自治、環境エネルギーを通じた形で市民の自治であるとか持続可能な地域づくりというものにどうつなげていくのかということを探るのが当市の環境政策というものでございます。そんな内容の中からおくり取りいただければと思います。

それでは、まず飯田市の概要から御案内させていただきたいと思っております。飯田市は長野県南部の市でございます。長野県の地図をこのように並べてみました。上が北、下が南でございます。北は新潟県に接してございます。雪深い上越に長野県の飯山市というところが接しているのですけれども、ほぼ新潟県、日本海側になります。我々が住んでおります長野県飯田市は、太平洋側の静岡県あるいは愛知県と接しております。このように本州の一番太いところを縦断するような形で長野県というのがございます。南北に非常に長い県でございますが、海なし県でございます。

それで、当飯田市は長野県南部のさらに一番南でございまして、南アルプスがユネスコエコパークに指定されたのですけれども、南アルプス連峰のまっただ中がございます。そして、この飯田市という表示のあるところがもう静岡市であります。静岡市とは3,000メートル級の山を介して接しているのですけれども、そういったような非常に急峻な中山間地にある市でございます。

それから、至名古屋と書いてございますけれども、名古屋市とも自動車でも1時間半ぐらいの距離、一方で、上に善光寺の写真を載せてございますけれども、この飯田市から善光寺まで車で大体3時間ぐらいかかるので、県庁所在地である長野市へ行くよりも名古屋市、あるいは私の家内は浜松市の出身でございますが、浜松市が全然近くでして、長野県庁と非常に縁の遠い地でございます。真ん中に国宝の松本城、あるいは諏訪湖といった著名な観光地がございますが、それから随分また南でございまして、非常にぎくばらんない方をすると独立心の高い、それから県庁に依存していないという市になります。

特徴的なところを申し上げますと、長野県には地方事務所と申します県の機関がありませんけれども、飯田市役所が環境政策等をかなり強力に推進をしているというような状態でございます。一番顕著なのは、地方銀行の預金シェアが飯田市、あるいは飯田を取り巻く下伊那郡という郡があるのですけれども、ここで60%以上を飯田信用金庫が占めるという、非常にまれなところだと思います。

資金的にも、あるいはそれ以外の経済活動的にもかなり独自の歩みを進めている市でございまして、さまざまところで自治的な活動の標本だということをいろいろ言われるところもあります。一例といたしまして、先般地方自治法の改正に伴って地域自治区の制度ができるようになって、市の中をさらに細かく区に分割して、そこに権限移譲がかけられ

るよという、地方分権一括法関係での制度改正がありました。当市はいち早く地域自治区制度を導入しまして、区にミニ議会であります地域協議会、それからミニ執行機関でありますまちづくり委員会といったものを条例で設置をいたしました。そういうかなり分権型の地域づくりを進めてきている現状もございます。そういうことで、割と中央に頼らずに地域内でなるべく完結しようというような思いが非常に強い市だと思います。

こちらに活字で並べてございますが、長野県南部で中央アルプスと南アルプスに挟まれてまして、真ん中を諏訪湖に端を発している天竜川が南下しております。大きなV字の谷の河岸段丘の上に展開している市でございます。真っ直ぐ道が走っていておりますけれども、この道が中央高速自動車道でして、天竜川は諏訪湖から端を発して、同じように南下して流れているような状況でございます。この天竜川を挟む形で西側が約3,000メートルの木曾駒ヶ岳があります中央アルプス連峰でございます。東京への往来を阻むように、ここに南アルプス連峰がございます。この南アルプスは北岳でありますとか聖岳でありますとか、そういったような3,000メートル級の山々があるということで、非常に独自の民俗性を育んでまいりました。

鎌倉期の文献をひもといてみますと、共同作業を中部地方では結いといって、この結いを基盤といたしまして地域づくりが古くから行われてきておりまして、共同作業で田んぼをするという、結い田と文献では表記されて、これが当市の名前の由来でございます。御存じかもしれませんが、例えば中部地方、飛騨高山ですと、世界遺産であります合掌造りの白川郷がございます。白川郷の合掌造りのカヤぶきの屋根を住民の方々が総出で出勤して、みんなで、あるいは互いにふき合うという作業が何年かに1遍回ってきます。これも結い作業だと呼んでおります。ちなみに、松本城と書いてあるこのあたりが岐阜県でございますので、民族的にも文化的にも非常に近いのですが、このように結いという水平的な、補完的な、互恵的な関係性というのが経済であるとか、あるいは文化とか暮らしぶりに大きく投影をされているのが当地域でございます。そういったところは、今日の都市部を中心とした、ある意味、無記名化して、バーチャルな感じになってきている暮らしぶりとは大分違う暮らしぶりが、今なおそういった一つの証拠といえますか、目に見える状況にあるということが言えるのかなと思っております。

飯田市というのは、先ほどの地図の形でございますけれども、南アルプスが走っているこの地帯から右側に向かいまして山梨県に隣接するのですが、山梨県の甲府市に向かっているのです。相当な幅を持って南アルプス、飛騨山脈が存在するのですけれども、3,000メートル級の山があります。

この水色の2村が平成の大合併で吸収合併をした2村でございます。ちょっと覚えておいていただきたいと思うのですが、特に上村というところは人口500人、世帯数200世帯という、本当に山の中の崖に人が住んでいるような、すごいところです。南信濃村というところは大体人口が2,000人ぐらいで、先生方は御存じかもしれませんが、古来、太平洋側から諏訪湖を結ぶ、諏訪信仰の神の通う秋葉街道という道がこの山の中を通過

おりまして、この中を塩が往来していました。武田信玄と上杉謙信の塩のやりとりの話はお聞き及びかもしれませんけれども、古来そういった信仰の道を経由いたしまして、物資も細々と往来をしていたこともあったようです。この上村、南信濃村の2村を平成の大合併で吸収合併いたしました。人口的なインパクトはほとんどございません。飯田市の人口は約11万人弱でございます。小さな市でございますが、さらにこの2村の人口、上村が500人、南信濃村が当時大体2,500人ぐらいだそうで、3,000人ぐらいの人口インパクトでございますので、それだけの人口を吸収して面積が2倍になりました。

当市の市長はこの2村を本当の山の中ということでもっと大事にしました。市長はおまけにこの水色の2地域をニッポンの日本と呼んでおりました。そして、このニッポンの日本の持続可能性がない限りは、こちら本丸であります飯田地域も持続可能ではないということ、よってこのニッポンの日本の持続可能性というものをとても大事にしました。ニッポンの日本って何かと申しますと、もうびんとこられたかもしれません、ニッポンというのは近時の日本のありようをやゆしておるわけでございます。本当の日本というのには深い、もっと結いの、あるいは補完的な、互恵的な相互関係であると、あるいは礼節であったり自給自足のものであったりとか、あるいは互いを尊ぶような、そういったような日本古来の大切にしなければいけない価値があったと思うのです。殺伐としたニュースも昨日ございましたけれども、もともと日本が、我が国が矜持として持っていなければならなかったものが結構失われてきているような危機感も、皆さんも感じていらっしゃるのではないかと思います。そういったものをやゆしてニッポン、そして、本来日本が、我が国が備えていなければならない矜持のようなものを日本に込めております。既にこちらの旧飯田の本丸のほうでは失われているかもしれないものが、まだこの集落の中では持っている、これを大切にしたい持続可能な地域づくりをしないと、地域もだめになるし、ひいては地域は全体を構成していますので、我が国においてもそれはいい結果にならないということも市長は強く述べていまして、ニッポンの日本を持続可能な形に維持していくことこそが飯田市の政策の根底にあると。ですから、我々飯田市の職員はそのことについては、どんな仕事をしている職員もそのミッションが体の隅々まで焼きついております。

さまざまな暮らしぶりがあるのでございますが、飯田市は鎌倉期、あるいはそれ以前の歴史を刻む城下町でございましたけれども、その周辺にございます今日的な都市問題をかなりはらんだ近郊エリア、それからその外に農村地域である、まさにここが先ほどの上村という地域です。ちょっと遠くてお見えになりませんので、お手元の資料を見ていただければと思いますが、こうやって見ると余り大した角度でないでないのでお見えになるかもしれません。これ見て45度くらいはありそうな感じはするのですが、実はこの傾斜度をはかれば、大体30度ぐらいでございます。ところが、45度と聞くと大した角度ではないと思うかもしませんが、またスキーをおやりになったことがある先生は御案内のとおり、30度と45度ですから、垂直に落ちていく感じがいたします。そして、このS字に上っていく道の所要所に網がかかっています。何で網を張ってあるのですか、物が落ちちゃう

からですかとお住まいの方に声をかけると、いや、そうではない。その答えを言う前に、ここではどんな暮らしをしているかという、ジャガイモの二期作を試みたり、おそばをつくってみたり、地のもをつくってみたり、ほとんど自給自足のような生活をしている。そして、この網のところですが、この崖地で、下に向かって耕していくと土はどんどん下へ落ちてしまうと、これ崖の上に向かって耕しているらしいのです。

お百姓に網は何なのですかねと聞きましたら、鹿がとれると。後で御説明するのですが、この地域の村の人々のために、地域の人々が事業主体となって小水力発電事業を進めています。我々の課の仕事の7割ぐらい導入して、地元の方々と一緒になって、本当に朝から晩まで膝詰めの激論をしたのですが、あるときこの地域で焼き肉をやるからと呼んでくださったのです。岩手県は和牛の名産の土地でありますから、さまざまなお肉のブランドをお持ちだと思いますが、この地域はきれいに言うとジビエ料理なのですね。雑に言いますと、近所で猟師の方がばんと撃ったやつをそのまま食べさせてくれるのですが、御案内のとおり熊とかイノシシのお肉って油がもうもうと出て、すごい香りがするのですが、そういったものを炭で焼いて食べさせるのです。非常に小ぶりで、味が濃いお肉を地元でつくった炭で焼いて召し上がるのですけれども、心にしみるような味がします。そういったような地域において、本当に自給自足で暮らしていらっしゃいます。ただ、皆さん幸せそうに住んでいました。

きのうの夜、NHKのハートネットという番組でお年寄りのみとりをやっていました。まさに飯田まで行った状態だなと思ったのですけれども、本当にお年寄りの方々ばかり、恐らく限界集落だと思います。ただ、やはりそこにも持続可能なキーというのは恐らく眠っているのだらうなということ、仕事をしながら感じております。

真ん中にあるのは、当地の名産、市田柿でございます。これは、農村の方々が冬場の保存食として柿を干して食べていました。さらに右にあります、3,000メートル級の山々が隆々と連ねる、こんな山の中でもありますけれども、そういった中でそれぞれが生活のともしびを輝かせながら生きているということを我々は暮らしの中できちんと見ていかなければいけない、そういったことの中で持続可能な地域って何だろうということで、ぶらさないように持っていないといけないということです。

私たちの飯田の地域には、ここにございますけれども、日本初の電気利用組合という伝統、歴史がございます。今の電気事業法というのはどんな山の中の一軒家にも電気を引いていかなければならない、あるいは均等に、平等に、均質に一定の品質の電気を供給しなければならぬという厳しい業法規制がかかっております。しかし、戦前当時は電気事業法がございませぬので、電気の要るところにだけ電気が供給され、電気がないところは当時の村人の方々は主に菜種でオイルランプに明かりをともしながら、電気の明かりがこうこうとともる中心市街地に目を見やったということでございます。これが明治32年でございます。この10年前に東京の銀座にアーク灯がともっておりますので、10年たってようやく飯田のまちに電気がともったと。ところが、この電気というのは、住民の暮

らしのための発電ではなかったのです。伊那電気鉄道と申しまして、天竜川沿いに北から南に飯田線というローカル線が走ってございますが、当初から電化されている電車で、この電気を通す工事のために発電を行っていました。こういった中で、副次的に電気の供給を受けることができた人口集積地の明かりを見やりながら、周辺部の農村の人々も我々も電気が欲しいと、暮らしに、それから産業に役立てたいと。なぜか。天竜川の河岸、川べり一帯は日本三大桑園と言われまして、桑畑が広がっていました。そこで絹をつくり、おカイコをつくる。御案内かもしれませんが、女工哀史という映画やあゝ野麦峠という映画がございました。とったおカイコを岡谷市——諏訪湖の周辺に現在セイコーエプソン株式会社がございまして、精密工場が盛んになりましたけれども、そこへ持ち込み、絹織物にして、世界に輸出しておりました。おカイコ様とかと言うのですけれども、おカイコ様をつくる土地として天竜川のわずかに広がる平場の土地を使っておりましたが、この養蚕のために電気を使いたいという思いが強くなったと思います。住民の方がお金を出し合って、それで電気利用組合を設立したということで、この白黒の写真をつけておりますが、当時の竜丘村という村、今日の飯田市竜丘地区でございまして、この地区の住民が天竜川に注ぐ川を2本ほど使いまして、発電所を立ち上げました。そして、地区の村人の明かりに、それから絹の養蚕の産業のために電気を生かしたと。おじいちゃんがオイルランプから電気の明かりに切りかわったときに感動したという話をよく聞くことがございます。電気というのは文明であり、産業であり、命であるということが伝わってきておりますが、これを飯田の方々というのは自分たちでお金を出し合って、暮らしに役立てたという歴史がございます。これが戦時統合で今日の電気会社に移行するということです。

それから、御紹介しなければならないのが、昭和22年の大火でございます。戦災を受けていない小さな城下町でありますけれども、ここが終戦直後の昭和22年に大火に見舞われました。さて、戦後三大大火って何かというと、一つが酒田の大火、一つが飯田の大火、一つが鳥取の大火です。その中で被害面積が最も多かったのが飯田の大火で、市街地が丸々焼けてしまいました。もともと街区割りというのは、安土桃山期に入城したお殿様が京都を模してつくった碁盤の目のような街区なのでございますけれども、全て燃えてしまいました。今日の街区が残っておるのですけれども、これをGHQが直轄で直したと。

この街区を残したまま、今日の飯田のまちというのは再建されておりますが、このときも住民の方々が非常に献身的にまちづくりをしております。一つはりんご並木ということで、もう一度大きな火災が起きたときに市街地に延焼しないように、市街地全体を田んぼの田のように4分割してしまっただけです。この田んぼの田に相当するところに大きな並木を配しました。横線に相当するものが約1キロにわたる飯田りんご並木で、正確に言うと、りんご並木自体は400メートル位で途中から古い桜並木ですけれども、光村図書の国語の教科書にこのときのお話が出てございます。地元の飯田東中学校の生徒がこういった並木をつくろうと発案しまして、りんご並木をつくりました。ことしでりんご並木は何と61周年を迎えまして、今日も飯田東中学校の生徒が頭にタオルを巻いて、毎日毎日学校が終

わるとかいがいしく木の世話をしておりますけれども、これが復興の一つのシンボルであります。

もう一つ、田んぼの田の字のような、あるいは井桁のような街区なのですが、その裏手にさらに1本ずつ避難路をつくったわけですが、それが土地に面する方々が、自分の背面にある土地を1メートルずつ無償で拠出をして、みんなで防火用の避難道路をつくっていました。裏界線といまして、大火の類焼を防ぐため、皆さんがかなり拠出して、飯田市の再建に向けた努力をされています。

それから、りんご並木についてどうしても御説明しなければいけないのは、飯田市は年間大体100件ぐらい環境に関する御視察をいただいております。大変多くのお客様をお迎えしてございまして、その中でこのりんご並木もぜひ飯田市の環境政策に大きく関係がありますので、御案内するのですが、りんごの実がたわわについております。これから秋冬と涼しくなると、色づくのでありますけれども、このりんご並木の真ん中にりんごの木が植わって、実がなっておりますが、観光客の方々が間違っているとします。それまで和やかに談笑していた市民の方々が一斉にえっと振り返って、「あのりんごに手をかけたよ」というような、そういった感じになります。というのは、このりんごの木というのは、中学校のときからお世話を、大変苦労してつくってきている、そして、誰もとってはいけないとは書いていないのですが、とっている人は一人もいないのです。ですので、市民の方々はこのりんごの実というのは公共的なものだということを知っていらっしゃる。本当に大切にしていращやる。誰も大切にしろとか書いていないのですけれども、観光客の方々は知らないで、「あら、りんごの実がなっているね」ととりたくなってしまうと思うのですけれども。

実はこのりんご並木を模して、郊外のバイパスに植えてみたのですが、その実はみんなとられてしまっています。車で通りかかった人なんかとってしまうのです。みんなとってってしまうのですけれども、この中心市街地に植えたオリジナルのりんご並木は全然とられないというのです。ころころ落ちて転がった実ですら拾っていく人がいないようです。ですので、そういう公共というものに対して市民のかかわりというものが濃縮された一つの遺構であると我々は考えています。りんご並木の精神というものが飯田のまちづくりの基本であり、これは我々のまちづくりの精神だということが共有されています。これが中心市街地で展開されるものか、その外郭エリアか、それか山の中かということの差でありまして、要は公共というものに対しての地域住民であるとか、地域、団体がどのようにかかわってくるのかということが見える、非常に大きな物的存在が一個あります。

といったことで、市民の個々の活動、あるいは学校の活動、地域住民の活動、あるいは近時では企業の活動、こういったものを含めて、多様な主体がこの飯田のまちづくりというものを支えています。それで、もっと言うと飯田市の行政はかなり黒子になってしまう。何か飯田市が事業を進めようとする、まずステイクホルダーの方々に御説明するそのマンパワーが恐らく6割から7割ぐらい。例えば飯田市に本店、支店を置く企業の方々が、

飯田市には地元対策部隊が欲しいなというくらい、飯田市は住民に対する説明とか、コミットをきちんととってることが重要な仕事になると。ただし、飯田市の方々はわかってくたさると熱心に、本当に無私のような気持ちで、公共事業、あるいは企業の活動ですら参加してくたさる。特に飯田市は、例えば公民館活動や、その地域の社会教育活動が非常に盛んな地域でありますけれども、それ以外で、例えば悲しい歴史でありますけれども、満蒙開拓に一番人々を送り込んでしまったのがこの飯田地域であります。満蒙開拓の映画がつくられておりますが、有名な映画で、今度封切られたら、ああ、この映画だったのだなと思っていただければと思います。地域で決められたことだから行かなければいけないということで飯田の地域の方々がたくさん送ってしまっているのですけれども、そういったようなことも含めて、地域で決められたことはきちんと地域でやるんだという、あるいは公共的なことにはきちんと貢献しないといけないという気持ちが非常に高い地域です。そういったところで飯田市の市民にどう公共性を理解してもらい、みんなが合意をしながら地域づくりを進めるかが大事な仕事になります。

ということで、飯田市が太陽光発電、それから再生可能エネルギーに、風力から取り組んでいたのですが、同じやり方で取り組んでまいりました。まず一つ、一番左端にあるのですけれども、太陽光ということで、今日どんな自治体でもやっております太陽光発電に対する補助金というのは平成9年からやっております。今日では住宅の普及率が大体7%を突破しております。全国トップの水準でありますけれども、これは補助金を出すという、特になんということもない政策でございます。

一方で、真ん中にあります太陽光に関する政策が非常に特徴的な政策ということで、皆様が随所でお取り上げいただいております。一つはおひさま進歩エネルギー株式会社という会社があります。最近報道で大きく報じられた話ですけれども、どんな会社かといいますと、市民ファンドといいまして、全国の環境に貢献したいという気持ちの方からお金を募って、それで発電資産にかえて、その電気を電気のユーザーが売る、売った売電収益を投資家に返すという仕事をしております。こういったのを平成16年に日本で初めて始めたのがおひさま進歩エネルギーです。北海道グリーンファンドの風車ファンドを模して、太陽光で展開したのは彼らが日本で初めてでございます、この飯田で始めました。

後ほど時間ありましたら御説明しますが、最近金融庁から業務改善命令が出ました。日本第1号ファンドでありますし、最も有名な再生可能エネルギー系のファンドになりますので、直接私も、証券取引等監視委員会なども膝詰めの議論をいたしましたけれども、どんなことを言われたかということについては、もしお時間がありましたら御質問の中でお答えしたいと思います。それが一番最初にパイオニアとして行ってきたおひさま進歩エネルギーの責任でもありますので、市民ファンドというのは本当に厳格な運用が求められている今日でございますけれども、そういったものを平成16年、法律の始まる前に行っていると。市民ファンドを管轄しているのは、金融商品取引法という、平成19年に金融証券取引法という法律が改正されたものですが、平成19年の改正前の平成16年から市民ファ

ンドを始めたというかなり由緒正しい再生可能エネルギー系の市民ファンド会社であります。

右側にありますのがメガソーラーいいだということで、これは震災の随分前の平成 17 年、18 年ぐらいから、飯田地域で独立型の分散型電源が必要であるということを飯田市が考えておりました、これはどういうことかと申しますと、せっかく苦勞してつくってきた電気を飯田市民のために使うにはどうしたらいいかということを飯田市では真剣に考えたのです。5メガ、6メガの大きな規模のメガソーラーをつくりますと、よくゴジラがぶっ潰す大都市、首都圏等の鉄塔につながっていくということであります。お近くのことで、まだ心に傷のある方がありましたら本当に恐縮でございますけれども、福島原子力発電所も同様でございます。50 万キロ、100 万キロというオーダーの電気を直接首都圏に特別高圧変電、配電所を通じて送っているわけです。ところが、1メガ、2メガ級の発電所というのは地元の変電所で、地元で使われます。こういう特色をわかっておりますので、飯田では大きい発電所はつくりず、地元で使える規模の発電所しかつくりたくないことをエネルギー政策の根底に据えておりました、このおひさま進歩エネルギーのような小さな、それからつくっても2メガであれば地元の送電、変電所で電気を使える。これは飯田市民のための電気ですので、これ以上の発電所は要らないという定義ですけれども、こういう政策をとっておりました。

そこで、平成 17、18 年ぐらいから中部電力に、飯田市の分散型エネルギーの大切さということを膝詰め話してまいりまして、説得に3年かかりました。また後で御説明しますが、くしくも震災前の1月でありましたが、このメガソーラー発電所が運用を開始いたしまして、それで当時から電気事業法の改正前ということで、自治体が発電をすることができませんでしたので、中部電力にやらせるしか方法がありませんでした。なので、中部電力を口説いて、震災の年の1月に地元の2地区専用のメガソーラー発電所をつくったということであります。これが運用開始したときに中部電力は、こういう形で地域に貢献する貢献の仕方であるものだろうとおっしゃっていただいて、我々としても我々が目指す公共の担い手のあり方ということをも自分たちも勉強になったということで、公共を担うということがエネルギーを通じてだんだん勉強されるというか、飯田地域で学ばれてきたということがあったと思います。

それで、小さいおひさま進歩エネルギーが行っておりますけれども、これは竜丘電気利用組合の遺伝子が脈々と伝わる事業だと言えるかもしれません。おひさま進歩エネルギーは、主に飯田地域の多くの市民から出資を得まして、金を集めて、これをもとに市の施設、屋根の上にパネルを置いて、市役所に電気を売るということを平成 16 年に始めました。そして、この電気は飯田市役所が消費すると。飯田市役所はおひさま進歩エネルギーに電気料を支払うと、その電気料を得たおひさま進歩エネルギーは投資家にお金を戻して、さらに少し内部留保をして、次の発電設備の投資に充てると、このような事業スキームをつくったわけでありまして。この出資者というのは、北海道の方々も九州の方々もいらっしやい

ますが、過半は飯田の方々です。地元の方々が出資をし、おひさま進歩エネルギーがそのいただいたとういお金を原資として、市役所を初めとする行政施設にパネルを設置すると。飯田市役所は、そこでこの電気を使うのですが、実は節電をすると使い残した電気が中部電力に売れるように、平成16年に話をしていました。今日では固定価格買い取り制度がありますが、その当時は全然ありませんでしたが、中部電力は余剰電力を買ってあげようと応じてくれました。中部電力がここで英断くださったことが本当に大きかったのですが、こういった余剰電力買い取り制度、つまり今の固定価格買い取り制度に相当するものが飯田ではもう平成16年から走っているわけです。こういうことで、飯田市役所は一生懸命節電をするとお小遣いが出ると、こういう仕組みが構築されました。これでISOをうちの市役所でやっておりますので、こういったことも含めて一生懸命節電をして、少しでも電気収入を取り返すということもやっておりました。この中でさまざまな方々の協力関係が成立しております。もちろん市民出資をする方々がおひさま進歩エネルギーを信じると。そして、このおひさま進歩エネルギーはやがて地元の工場の屋根とかに展開していくのです。雨漏りのリスクが当然生ずるのですが、おひさま進歩エネルギーを信じて、屋根に置かせてくださる企業、あるいは住宅の方々、それから中部電力と応じてくださり、さまざまな方々の信頼関係、協力関係があって平成16年に初めて成立しました。

そして、さらに市民ファンド事業を成功に導いた要因として二つ挙げられます。一つは、市が目的外使用許可を出して、20年間にわたって行政財産の屋根をただで貸しました。これは総務省、当時の自治省が1年にしておけという通達でございましたが、飯田市では20年間にわたって出してしまいました。一見すると通達に反するようには見えますが、どうしてかといいますと、1年にしておきなさいという自治省の通達というのは、通常行政財産の目的外使用が、例えば売店とか自動販売機などというのは、よりよい公共サービスを提供され得るものについては1社が独占的に置くのはよくないので、1年くらいの許可期間にしましょうということなのですが、当時屋根にパネルを置こうなんていう伊達や酔狂な方はおひさま進歩エネルギーしかいなかったのですね。ほかの方が絶対参入してくる可能性は当時なかったもので、もう20年出してしまった、大丈夫だろうと勝手に考えまして、それでももちろん飯田市内でも市役所内での内部の合意形成でございますが、それで思い切って、自治省の通達は本件には当たらないという見解を市で勝手にしました。なぜ20年かと申しますと、たまたまおひさま進歩エネルギーがお金を出資していただいた方に20年かけてお返しをするということで、20年ということになった。くしくも今日の固定価格買い取り制度も20年の買い取りということになっておりますので、この期間がぴったり合っていると。ですので、こういったことで初期のリスクのお金等を20年間にわたって分散をするという仕組みを構築することに成功しました。

そして、こうしたことを、さらに市民ファンドを構築してお金が足りなかった部分を地元の金融機関、地方銀行であります八十二銀行、そして飯田信用金庫、この2行がお金を貸してくれたのです。後ほどお話ししますが、非常にここも大英断していただきまして、

不足部分については、飯田信用金庫はプロジェクトファイナンスを展開していると。そして、八十二銀行は市民ファンドへ3,000万円を出資しております。これはいずれもデットファイナンスというのですが、エクイティファイナンスと申しまして、これは貸した側が損をする、つまり投資したときに返ってこない可能性があるということなのです。それから、プロジェクトファイナンスというのは、デットファイナンスではあるのですが、かなりリスクの高い貸し付け商品です。こういったものに踏み切って、地域の産業を育成するのだという視点からこの事業に投資、融資してもらおうのです。こういったようなことも今こういう事業のつくり込みがうまくいったことも相まって成功しております、事業の後押しになりました。これが全体での地域のコミュニティービジネスの成功につながりました。

ちなみに、飯田市では制度の走り出し当時は、おひさま進歩エネルギーからの電気をコンセントと同じ23円で買っていて、飯田市は全然損をしないよというずるい立場だったのですけれども、その後に余剰電力の買い取り制度が始まりましたので、それを受けて29円に値上げをしてあげました。なので、そのときから飯田市では高い電気を買っております。我々はドイツのフライブルク市で2週間にわたって視察をしているのでありますけれども、環境に貢献する、より高い電気を買うというのは今日のヨーロッパでは当たり前のことなので、我々もこれは当たり前のこととして、あえて一般財源をつぎ込んでまで高い電気を買っているという状況でございます。

さらに、こうした事業システムを公共の屋根だけではなく、住民の住宅の屋根に展開しております。仕組みは同じであります。おひさま進歩エネルギーが市民ファンドでお金を集めて、そのお金で初期費用を全部持って、希望する住民の屋根の上にパネルを置くと。そうすると、この住民も電気を使うので、電気代は当然払わなければいけない。その電気代として月々1万9,800円を支払うという仕組みであります。そして、同じであります。ここの方々も節電をすると使い残した電気を中部電力に売れるという、ここは一緒であります。そういう仕組みを住民用を開発いたしました。平成21年のことあります。この仕組みをつくったのですけれども、初期費用がかからないで、月々定額の電気料だけで全部賄える仕組みになっております。これが非常に受けまして、飯田市の人口規模で30件というのは大きいのですけれども、年間30件ずつふえるということでありまして、大体今100件以上の方々に御利用いただいております。

先生方、ぱっとごらんいただいて、月額定額の電気料というのは何じゃこりゃと思っているかもしれません。普通電気料というのは、使ったら使った分を払うのが当然で、使わなければ使わないだけ払わないものですが、実はそこに再生可能エネルギーの特色があります。普通電気というのは、今は石炭火力あるいは天然ガスでありますけれども、当然何かを燃やしています。ところが太陽エネルギーというのは自由財でありまして、ただで空から降ってくるので、事実上ただなのです。ではこの電気代をどう設定したかと申しますと、今期は1年度で30件お客様に設定したいと考えたときに、30件のお客様に対してパ

ネルが1枚幾ら、調達価格が幾ら、事業総額が幾らだと、では30件設置すると月1人当たり幾ら頂戴すれば、この事業が成立するか、そういったことだけで、この月額のいただくべき金額が出てしまいます。燃料費という、将来のランニングコストを全く考えなくていいというのがこの太陽光事業のスキームを市場で考えた大きな特徴であります。非常に今原油ががんがん高くなっていることを踏まえると、なかなか事業設計を20年先まで描くというのは大変難しいことですが、太陽光であるがゆえにできる仕組みだということと言えます。優秀な事業設計をしてプロジェクトをつくる、そのプロジェクトに対するファイナンスをする。飯田市はそれに対して、公共的な事業であり、十分練られた事業であるということで事業認証をして、かつ補助金を出す。この補助金というのは、実は先ほど申しました個人の方が設置する同額をこの制度を使って設置していただいた方にも払うという、別におひさま進歩エネルギーを優遇しているわけでも何でもなくて、この制度を使った方にも同じように補助金を受け取れる仕組みになります。そういったような補助制度をつくったということでございます。これが非常に受けまして、今日は初期費用を潰して、リスクを分散させながら、いろいろなインフラを整備していく形の、飯田市の必殺技にだんだんなってきたという現状でございます。

そして、この市民ファンドの公益的意義について申し上げておきたいのですが、例えば慶応大学の学生が10億円を集めて持ち逃げした事件、長野県の事例で、建設業組合のお金をフィリピンの方々に持ち逃げをされて、事務長が捕まったとか、あるいは、オレンジ共済組合事件、あるいは最近ではMR I社という投資信託会社がお預かりしたお金を不正に流用した事件、こういったような形でさまざまなお金の集め方というのがあります。そして、それに対するリスクというものを持っております。

地域で行われるタンス預金を市民の方々が出して、地域に見える会社に対して投資するということについては、実はドイツでは幅広く行われております。これをゲノッセンシャフトと呼んでおります。これがドイツでは法制度としても安定しておりまして、さらにこのゲノッセンシャフトという組合でございますが、法人格というような形で、ドイツでは国策としてこういう小さな事業会社を地域住民がつくって、自然エネルギーを使って投資をする、さらにそこに専門のGLS銀行が融資する。余り語られていないのですけれども、ドイツではそういったようなところまでエネルギーに関するエコファイナンスがかなり充実して動いているということがあります。

そういったことも踏まえまして、飯田市ではせっかく動いているこの市民ファンドを公益的に、より市が、行政が施策として裏打ちをしながら深めていきたいと。ここに書いているのですけれども、まず1点が機関投資家であるとか、あるいはヘッジファンドであるとか、あるいはプロの大手の仕手グループみたいなものではなくて、地域で活動する目に見える事業体の方々や地域に見える川だとか、地域で見えるパネルに地域住民の方々が2万円、5万円といった小さな金額を投資して、そこで上がる事業収益を自分たちで行うと、そしてさらにその電気を自分たちが使えますよと、こういったような形です。これはフラ

イブルク市では、フライブルクの市民がフライブルクの市庁舎にパネルを設置していましたが、それと同じことをごさいます。こういったようなことを飯田市でもより深めていきたい。あるいは固定価格買い取り制度の背景に、地域住民が地域主体で行っている事業ですから、住民がよくわかっている。ですので、さまざまな分野の応用の可能性が高い、そして地域金融であるとか調達であるとか、さまざまな場面への波及が見込まれます。それから、それに対する経験値が飯田市には蓄積されておりまして、非常に役立っております。さらに、そういうことを通じて、全体を通してこうやればお金が動くのだというような社会的信用を勝ち得ることになりますので、事業調達と、お金の調達を含めて非常によい形の相乗効果が期待されております。

実は銀行からのファイナンスも同様でございます。そもそも社会的信用があるものにはお金を貸してくれます。一般的には人的担保や保証人を差し入れたり、あるいは抵当物を差し入れたりするのですが、担保物が何もない状態で、優秀なプロジェクトだけでお金を借りられるプロジェクトファイナンスがあります。担保物に過度に依存した形でないとお金が借りられないということは、再生可能エネルギー事業をやるベンチャーに対して非常に阻害的になります。優秀な事業があれば、その事業を担保にお金を貸してくれるのがプロジェクトファイナンスです。こういったプロジェクトファイナンスが充実しているのも、再生可能エネルギー事業に対する促進作用にもなっています。

ちなみに、飯田信用金庫にはアセット・ベースト・レンディングという金融手法があります。つまりまだ売れていない倉庫の商品、あるいはまた改修していないサイロ、こういったものを担保にすることを飯田信用金庫は古くからやってきたパイオニアであります。全国でも先駆けかと思えます。何でアセット・ベースト・レンディングをやってきたか、簡単であります。やせて貧しい土地だからです。お金があって潤沢な、付加価値の高い土地があるわけではなく、山に挟まれた小さな土地しかありませんでしたので、そういう生活の知恵としてアセット・ベーストのファイナンスをしてこないと有効なファイナンス手段がなかったです。おのずと飯田信用金庫はかなりのリスクを内包しながらファイナンスを進めてきました。理事とお話をすると、これは信用金庫法に定める信用金庫の役目だからと熱く語っておりました。そういったことを含めて、多くの方、事業主、ファイナンスの方々、調達された方々が公共的な営利を支え合って、みんなで公共的な与信をつくっておこうではないかというのが一つの取り組みの成果になったと思えます。

飯田市が考える公共のイメージというものをまとめてみました。公的領域というのが真ん中にあります。公共的領域というのはその外円、これは行政が直接やらなくても公共的な、公益的な効果が生じてくる事業で、さらにその外円に私的領域があります。この公共的領域こそ、今後協働で深めていくべき必要がある。協働というのは非常に難しいのです。請負契約をする、売買契約をする、こういった単純なものではなくて、相互理解と、僕はあなたに何ができるのか、どういうことをすればあなたの役に立つ、みんなの役に立つかということを考えて成り立つ当事者関係かと思えます。こういったものをどう深めていく

か、公共的領域の深化ということになります。そう思って市中の動きを考えてみると、公共的領域というのはいっぱいあります。八百屋もガソリンスタンドもみんな公共的な営みであります。そうした方々と公共的な活動、公共品質を備えた市場活動をどう深めていくかということがとても大切なことなのではないかと思えます。

そこで、飯田市はどういうふうにしたかといいますと、少なくとも飯田市が抱えている事務事業領域がありますが、この中では飯田市が公募するという形をとっております。要綱を定めまして、ぱくっと口をあけたこの公共的領域の部分については、事業者からこんなことをこんなふうにできると提案をしてくださいますと、その部分については市がやっている事業と同等なものとして認証いたします。こういう事業展開で、太陽光発電事業をおひさま進歩エネルギーにやってもらいました。おひさま進歩エネルギーでは、複数公募案件があったものの第1位を勝ち取ってやっていたらいいんですが、そういったようなことで、公募型で民間業者に参加してもらって、飯田市がお墨つきをして、飯田市と同等の公共水準を持っている事業をやってもらっている。事業設計でございますが、これに反応した形で、地域の人たち、あるいは投資家の方々が動き始めまして、ここにはやはり金融機関によるガバナンス、監査が行使されるのですが、何より厳しいのは投資家の目なのです。投資家は不適当なものに投資をしてくださいますので、投資家によるガバナンス、こういったような従来行政が行っているもの以外のガバナンスが働いております。マルチパートナーシップガバナンスとっておりますが、こういったような形で複数の方々が水平的な監査機能を行使するというようなことが市場の中で成立するというのは非常に大きなことだなと思っております。

そういった中で、中部電力との協働によるメガソーラー発電所も稼働を始めたわけでございます。メガソーラーいいだが、中部電力の最初の第1号機であります。内陸地における本格のメガソーラーだと、先ほどの屋根と一緒に、飯田市の行政財産の土地を使わせて、そこに合わせた発電所第1号機ということで、前例のない中でのさまざまな取り組みをしております。これが普通財産にしてしまったりすると、もう公共的な用途を失ってきますので、何をされても行政としては余り物が言えなくなってしまうのですが、行政財産を中部電力と共同利用しておりますと、行政にふさわしい行いをしてくれないと困ります。行政財産を民間企業が使うと、ぎょっとされる方が多いのですけれども、あえて飯田市の作戦として行政財産にふさわしい、公共性を具備した発電をしてくれることを注文つけて、ただで使わせているというのが現状でございます。これがメガソーラーの設置の仕方ということでございます。

ここでちょっと再生可能エネルギーの太陽光発電に関するまとめをいたします。飯田市が行ってきた施策は、規模の大小はございますけれども、おひさま進歩エネルギーと飯田市とのコラボレーションというのは、ローカル・クリーンエネルギービジネス、それからファイナンスを巻き込んで、分散型の地域に薄く幅広い形でたくさん発電資源を需要したり、公共性に喚起したり、大きな公共的なメリットがあります。

それから、中部電力との協働でございますが、これは日陰でパネルが置けない方、金銭上の事情で置けない方にもクリーンな、それから独立性が高くて停電時にも強い電源を飯田地域に設置することができまして、非常にお役に立ったのかなと思います。行政といたしましては、規模の大小、さまざまな形で地域の公共性を担う方々を模索していくことが大事かということを考えております。

さらに、木質バイオマスのことでございますが、飯田市では市内の85%が森林でございますので、この木質森林資源を使いまして、灯油、重油の代替資源になります、木質ペレットというものを飯田市内でつくっております。飯田市内の小中学校のほとんど、150校くらいの教室にペレットストーブを置いております。石油、重油の代替に使われております。それからあと、右側になります、エコハウスをつくっております、これは化石燃料ゼロハウスなのですけれども、ここに飯田市にあります環境技術、再生可能エネルギー設備をフル搭載いたしまして、それから飯田市の自然的な、気候的な知見を多く投入いたしまして、部屋の冷暖房に依存しなくても非常に快適に過ごせる、地元産材を使った住宅をつくって、年間1万人の見学者を集めています。設置以来4年たちますけれども、お客様がなかなか途絶えなくて、非常に大盛況であります。こういった形で、カスケード利用といいますが、森林資源も建材、それから使い残したものを燃料にして、資源の有効利用も進めております。

これがペレットの利用動向です。平成16年に飯田市内の篤志家の5社の方々がお金を出し合ってペレットの製造工場をつくりまして、そのときは年産たった54トンでありましたが、今日では1,300トンに達しております。ちなみに、同じ熱量を取り出すときに、灯油を1リットル使う場合には木質ペレット2リットルでございます。木質ペレットが1,300トン使われているということは、この半分の量に相当する灯油が削減されておりますので、非常に大きいことでございます。長野県産、あるいは飯田の建設工事、あるいは間伐材で使われた木を全部、南信バイオマスというペレット製造工場に運び込みまして、地元の燃料にしています。今原油がどんどん価格が上がって、こちらで恐らく170円、180円という時代になっていると思います。灯油も100円を超えているのではないのでしょうか。でも、木質ペレットは全然値段が変わることがありません。ちなみに、飯田市では木質ペレットは1キロ40円、10キロ袋400円ちょっとで流通しています。平成16年当時は灯油よりもペレットが高かったようで、飯田市としても価格差補助をしておりましたが、今日では全然ペレットのほうが安くなってしまいましたので、本当に再生可能エネルギー資源の重要性というのを痛感しております。

さらに、飯田市では太陽光の自然エネルギー化だけではなく、市内に6,000灯ある防犯灯の5,000灯以上を地元の共同受発注グループ、ネスクイイダでつくらせ、LED化をいたしました。ことし、来年ぐらいで全灯が飯田市でつくったLED防犯灯に置きかわります。当初は環境省の補助をいただいたのですが、飯田市で何をつくるのだ、そんな変なものをつくってはいけないということで環境省にかなり批判をされたのですけれども、平成

23年には環境大臣表彰までいただいたことができまして、地元での地道な小さな取り組みが大きな評価をいただいております。

山がちな地域でございますので、今日では河川を利用して小水力発電を市民に進めていただけるよう、同じ共同受発注グループで発電機を開発しております。大体こういった発電機というのは150～160万円かかるものですが、飯田市で開発した発電機は55万円でございます。ジャパネットたかたみたいになっておりますが、55万円、非常にお安く開発いたしております。ただ、そう言うところごく耳あたりがいいのですけれども、非常に難しいものがございます。実は発電というのはただつくればいいものではございません。機械は誰でもつくれますが、発電機が回らない事態があります。川の水というのは本当に生き物、生ものでございますので、当たる水量、角度、それから日による変動で、設置条件が大変難しいのです。今我々は市内のさまざまな条件の河川に設置してみて、どんな河川でよりちゃんと発電するかという実証実験を総務省の補助をもらってやっております。それで、市民の方々にこの川ならこういうふうに置けばいいよという設置方法を一緒にくっつけて、使っていただけるような展開ができるように進めるというのが現状でございます。

そういう取り組みを進める中で、今回の条例制定にたどり着くこととなります。飯田市では平成25年4月に、再生可能エネルギーを使った持続可能な地域をつくるのだということで条例を制定いたしました。その動機といたしまして、先ほどの飯田市の上村という小さな山の中の集落なのですが、ここの集落の方々がさまざまな選考地域を見てきたのですが、地域の自治会が発電できないかということ考えた。川に苦しめられ、そして川の恩恵を受けてきた地域住民の方々が、その川で発電で持続可能な地域づくりを進めることができるか、これを模索しようということで始めた経緯がございました。これは先ほどの竜丘電気利用組合、おひさま進歩エネルギー、地元の木質バイオマス利用を踏まえて、飯田市においては非常に当たり前の政治の進化形と言っていいと思います。

そして、持続可能なまちづくり、地域再生の手段としてのエネルギー自治という、こういう考え方が自然と培われ、育まれてきたわけですが、そのやさきに先般の固定価格買い取り制度の創設がありました。フライブルク市で行われているようなコミュニティービジネス化の過程や、事業から上がる収益を住民自治に活用して、まさにドイツの取り組みと同様でございます。再生可能エネルギー事業を生み出す資源というのは、もともとそこであるときには苦しめられ、あるときには生かされ、そしてそこで生まれ育って、自分の原風景の中になっっている土地や資源を地域の人々が使っていくべきものではないかと。そして、事業化に向けた地域住民のそういったことの議論、それからそこに至るまでの協働関係の構築、そういったものが社会関係資本、ソーシャルキャピタルなんて申しますけれども、まさに地域自治の学校であります。そして、これを向上させて、そこで育む場が自治のそのものだ。それが飯田弁で言えば結いであると。結いってこういうことだったのだということを再確認する。資金確保、リスク管理、収入の再投資など、つまり上がったお金をどう使うかということです。観光に使うもよし、それからドクターを呼んできて

診療所をやるもよし、乗り合いタクシーをやるもよし、そういったことを地域住民の方々が何に困っているかを考えて、自分たちで解決の道を生み出していくことが大事だということが飯田市では自生的に生まれたことを誇らしく思っておるのでございます。

そして、この条例で検討していく方向性というのは、ちょっと難しいので簡単に言います。ラインが二つございますが、左側のラインは地域資源の側の事情、右側のラインは住民の人々の事情、資源の物的な事情と人的な事情というものであります。そして、新たな方向性というものをつくり出すのがこれからの補助の流れでございます。

今日、条例ができております。別名地域環境権条例と呼んでおります。全国からたくさんのお問い合わせ、それから原稿等の執筆の御依頼とかいただいて、今忙殺されておりますが、地域環境権という権利について非常に賛否を頂戴しております。もちろん日本国憲法の中には環境権の権利はございません。日本国憲法第13条、第25条を根拠とする権利と言われながら、まだ環境権はございません。ただ、菅官房長官が4月の記者会見で、改憲の議論の中に環境権を含めて考えたいとおっしゃっていました。我々はすごく心強く、その動向を見守っております。改憲の検討の重力が第96条に動いて残念ですけれども、我々はぜひ環境権を人権の中に位置づけていただきたいと切に願うものであります。先走って条例でそのことを規定することはできませんので、地域環境権というものを設定いたしました。地域環境権とは何かというと、地域の資源を使って、地域の自治のために地域資源を役立てる営利については、市長の支援を受けることができるというものです。この地域環境権をもとにして、相手の所有権を排除するということができる形になります。市長の支援を受けられると。ですが、これからの憲法の議論の動向も見ながら、より憲法に則した環境権の上書きをしまいたいと思っております。

この地域環境権というのは、地域住民が自己決定として再生可能エネルギーを使って、自分の自治のために生かす場合は、市ではパターンを指定せず、地域環境権の行使にふさわしいものであれば、弾力的に柔軟に支援をしていくと。そういった条例の、市民側に与えられた権利が地域環境権というものであります。憲法との直接的な抵触性がないということをお説明しておきます。

条例のポイント1、地域環境権。大きなポイントとしましては、地域にある資源というのは地域住民のものであります。そういう資産があると宣言をした。共有というと、法律的にちょっと引っかかりまして、すぐ持ち分権とか分割請求権という話になりますが、そういうのは何かというと入会みたいなもの、いわばみんながそこにかかわれるのだけれども、分割したりするべきものではないわけです。環境というのはそういうものです。地域の資源というのは河川だとか太陽光、そういうものでございますので、地域住民はそこに第一義的にかかわって、第一義的にそこに自分を投影していく権利があると、それを使っていく権利があるということを宣言しているのがこの地域環境権。それにふさわしい権利行使であれば、市は形を定めず柔軟に支援をしますよというのが市長の支援の流れでございます。

そして、公民協働のルール化、これも一つのポイントであります。限界集落が多い地形

でございます。先ほどNHKの番組を御紹介しましたが、圧倒的にマンパワーが不足しております。では、どうするかというと、地域の力を総動員するしかありません。そうすると、公共的活動、NPO、企業の力もかりなければなりません。企業が地域環境権に配慮してお手伝いをしてくださるときは、企業の手助けしてくださる手も公共的な活動と認定をしてあげましょうと。コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ、企業の環境価値とか、あるいはコーポレート・シェアード・バリュー、企業の環境価値を高めるために、環境認証をいただくことを企業は大変喜びますので、飯田市としてはすぐれた協働案件については環境格付的なことを与えるのです。そうすると、市場資金調達が円滑に動き、企業としてもコーポレート・シェアード・バリューの効果が高まるというような相乗的な効果が見込まれるということで、条例でこの制度を設けたというのが飯田市の現状であります。これはもう飯田市で平成16年からやってきているのを上書きしただけであります。

条例のポイント3でございますけれども、さらに恒久性、公共品質に対しての客観的な審査を高めるために、第三者機関である専門機関を置きまして、ここで日本でも一流と言われるトップクラスの研究者、あるいは実務家の方々を集めまして、そこで公共品質にふさわしい事業であるかということの点検をいただきまして、それで格付をするというようなメカニズムをとったわけでありまして。図示しますとこんな感じでございます。専門家がまずコンサルティングをいたしまして、その中で補正をしながら優良な案件に仕上げてまいります。そして、その内容をちゃんとできましたよということを市長に答申すると、市長がその答申を尊重する形で環境貢献事業に認証します。そして、市長によるさまざまな弾力的な支援がどんと展開いたします。

今検討しておりますのは共同水利権ですが、例えば小水力発電を住民が行う場合は、飯田市長も連名で申請いたします。住民だけに水利権の申請をさせません。市長と一緒に連名をすることで水利権者にかなりのプレッシャーを与えることとなりますけれども、市長を連名で挙げていただいたり、あるいは、市が持っている財産をどうぞ御自由にお使いくださいという形で、公共的な認証を与えられた行政財産を原則、無償で使わせる形をとらせていただいたりとか、弾力的に市としてできる施策を受ける形をとっています。それから、必要によっては補助金を交付したり、それから4,000万円の基金を持っていますので、ファイナンスが走り出して事業者の方が一番困るときでありますブリッジローンでございますが、1,000万円ほど無利子で貸し付けたりする体制を整えております。

これが飯田市再生エネルギー導入支援審査会における審査のメカニズムを図示したものです。一説では審査会を梁山泊なんて言い方をしていますけれども、この梁山泊の方々が二つの審査結果で審査をいたします。一番左端にございますが、公共性フィルター、それから安定運営性、持続可能性フィルター、この2枚のフィルターで検討しまして、オーケーが出たものについて市長に答申するということになってございます。かつ、この答申の内容については飯田市で告示をしますので、市民が誰でも見ることができて、それをもとにして投資家の方々もファンド投資に臨むことができます。

これが再生可能エネルギー導入支援審査会の先生方でございます。固定価格買取制度調達価格等算定委員会委員長植田先生の弟子でいらっしゃる京都大学の諸富先生、それから日本政策投資銀行の竹ヶ原部長、それから小水力支援協会の、あるいは日本再生可能エネルギー協会の中島理事、それから民主党の仕分け人だった水上貴央弁護士、そういったような当代の一流と言っても差し支えない先生方にお集まりをいただきまして、専門的な知見から審査をしておりますが、一番特色があるのは、何においても地元の信用金庫の常務理事と地銀の執行役員であります飯田支店長が入っていると、それから中部電力が入っている。ですので、上がってきた案件について、系統接続が円滑に行えるかが、そこでもう事実上クリアされてしまうということになりますので、非常に案件成立がしやすい状態になっています。そして、飯田市には金融政策室というのがあるので、この金融政策室の室長補佐が出席といったことで、さまざまな知見を1カ所に集めて審査しています。

事業スキームとしましてはこの資料にあるような形でやっておりまして、地域住民の方々が必要に応じて公共的な企業活動を引っ張り込みます。その公共性についてももちろん審査の対象になりますけれども、地域住民の方々地域にメリットを生ずるような形で発電事業をやって、地域の課題解決を図るのだというものについては飯田市の協働化に1枚加わらせてくださいということで、飯田市との公共事業化が図られます。ですので、公民協働事業としましては住民、それから企業、それから飯田市、この三者による協働事業協定を結ぶ形となります。そこにも飯田市は、地域住民の方々には審査の申請をしてもらいますので、この申請を踏まえて飯田市の支援組織が20年間にわたる継続的なコンサルティングをし、そして市長が必要に応じて、基金の無利子貸し付けや事業の信用補完、事業認証による環境格付などの支援措置を講じる。こういったような事業の形となっているということでございます。

昨年10月25日付で地域公共再生可能エネルギー活用事業に認定した第1号案件でございますが、この案件というのは、地域住民の方々がおひさま進歩エネルギーとコラボレーションをして、飯田市が設置しました地域の皆様のための防災施設、避難施設の屋根の上にパネルを載せてもらうというものです。おひさま進歩エネルギーはここに市民ファンドを創設して、パネルを載せて、かつ環境教育を行ったり、九つの独立コンセントが手に入りますので、このコンセントを使った防災時の避難訓練をおひさま進歩エネルギーが加わって行ったりしています。そして、おひさま進歩エネルギーが高い買い取り価格で全額売電をしておいて、中部電力から入った収入を寄附金として地元へ戻していく、地元はお金を得ると、こういったような自治のメカニズムを構築しております。もちろん全国出資者のお金も入っております、市からは全然出ておりません。ただ、市の公共施設指定管理者であります駄科区の住民組織にこの屋根を使わせてあげているのでありますが、市がお金を出さなくても、住民の方々が何とかしていきたいという自治の気持ちのもととなっております、九つのコンセントがただで手に入る防災設備、それから、お金が定期的に入るこういったような仕組みを地元の方々が手に入れることができるということでもあります。

これは、全て固定価格買取制度を利用したものでございます。これが建物ですが、即工事をやっております。これが10月の認定式で、真ん中にありますのは環境格付の認定書です。地元の間伐材を使った認定書を交付して、これで事業が動き出すという形となっております。地域の住民が身近な再生可能エネルギーと、それから市の設備を含めた資源を使いまして、自分たちの住みよい地域づくりのために自分たちで頑張る。第一報として、これが昨年の10月31日付でございますが、飯田市駄科区認可地縁団体による設備の指定管理をしている駄科区が太陽光発電を始めたということで、県民紙であります信濃毎日新聞にも大きく報じられたところでございます。

実はここ数日間、非常に多忙をきわめましたのは、つい最近のことでございますけれども、7月25日付、第2号案件、大規模案件の認定が出た直後です。審査会から答申を受けた市長認定書を一生懸命点検している最中でありまして。今度は、飯田市山本という自治会で、認可地縁団体である地域づくり委員会を設置しました。先ほども言いましたが、地域自治区制度を導入しておりますので、地域住民が主体となって、地元の自治組織をつくっております。7月25日に審査会で認定をいたしましたのはどういう案件かといいますと、ここが製紙会社の王子マテリア株式会社です。この周辺に大きな土地を持っていましたが、太陽光パネルを開発するに当たって地元の方々が貸してくださいと一生懸命お願いをしたところ、余った土地4,000平方メートルをただで貸して下さるということになりました。さらに、そこで本来、王子マテリアが750キロの太陽光発電事業を行うところ、パネルの設置事業を行う中部電力の子会社の株式会社シーエナジーがこの地元の方々の活動にかなり心を打たれて、100万円寄附しましょうと言ってくださったのです。地元の方々も我々もこの事業について一生懸命2社に説得をして歩きましたら、土地とお金の両方が手に入りました。そこにおひさま進歩エネルギーが加わって、土地の一部でパネルの発電をして、継続的な運営費用を展開し、そして地元の方々は3,000平方メートルの土地に柴を植えて防災用避難公園をつくるということで、この案件を第2号案件として認定をしたところでございます。

さらに現在進行しておりますのは、上村の地域の人々が自分たちの資源を使って小河川の発電事業を行っております。まさに日本版のゲノッセンシャフト、南ドイツで行われている取り組みも行っているところでございます。地域住民が主体となって行う事例は非常に少ないと聞いておりますので、日本で初めての事例になるだろうということを考えておる訳でございます。これが川の状態でして、山の中の等高線が非常に稠密なところで河川を使って発電しています。

このパンフレットを全住民、4万戸に配布をいたしました。ぜひ地域住民の方々が集団を形成して、どうか地域環境権を行使した事業を立ち上げてください、市は一生懸命それを支援してやりますよと、そのやり方はこういうふうな、こんなふうな収入と支出が生まれますよと、地域でこういうときに使ってくださいと、そのようなことを告知するパンフレットをつくって全戸に配布しまして、これを配ってから案件相談がたくさん来てさばく

のが大変な状態になっています。

最後になります。この条例を通して飯田市が目指す姿についてご説明したいと思います。環境貢献、これは公共的なことですが、環境という公益的な視点を基軸とし、市場活動全体を地域住民が求める公共的な方向に誘導する、これにより行政以外の多くの方々が公共に参画をしていただいて、公共空間の運営をしていく、こういった地域振興を進めていきたいと思えます。これがまさに結いの姿であります。

そして、住民に対して利益のある企業のことをベネフィットコーポレーションと言いますが、今アメリカで進んでおります最新の考え方でございます。アメリカの非営利団体がBラブという公益財団法人がありまして、この非営利団体の企業活動がベネフィットコーポレーションに相当するという認証をしますと、それを支援する州法がありまして、ベネフィットコーポレーションという独立専用法人格がもらえるそうです。それで事業が展開しやすくなると。そのような企業の支援システムがドイツのゲノッセンシャフトとは違う形で、アメリカでも独自の進化を見せています。

共通していることは、公共的な活動を誰かが認証をして、それにただ現金を出すだけではなくて、活動環境を支援する形で、事業体の持続可能な活動を支援していくと、こういうようなものが非常に世界各国で今起きている。そして、我々が執行したこの条例は、その一歩先をとった動きではないかと思っております。我々がこの条例をつくる前に、ドイツのフライブルク大学にこの条例の案件を見せてきたのですけれども、地元の方に非常にすばらしい、日本でこの取り組みがあるのかとほめていただくことができました。我々は意を強くして、この条例の取り組みを進めてまいりたいと思えます。ぜひ先生方もこういう企業活動、公共化、公益化ということを、我々の地域で活動する者の願いをぜひ呼びあってこの岩手の地でも、地方から始まる公共空間の充実化というものにぜひお力添えいただければありがたいなと思えます。

15分ほどオーバーしてしまいましたけれども、これで飯田市からのプレゼンテーションを終わらせていただきます。どうも長い間御清聴いただきまして、ありがとうございました。

〔拍手〕

○喜多正敏委員長 大変熱意ある貴重なお話、ありがとうございました。

これより意見交換を行いたいと思えます。ただいまお話をいただきましたことに関し、質疑、御意見等ありましたらばお願いいたします。

○小田島峰雄委員 ただいまは、飯田市の先駆的な取り組み事例を拝見いたしまして、正直感服いたしました。ありがとうございます。

御説明の中で、24ページに小水力発電についての話がございました。その後でも出てまいりますけれども、この小水力発電の発電機につきましては今実証実験中と。活用した事例があるかどうかということと、設置コストについて、まずそれからお聞きしたい。

○田中克己講師 まず、飯田市で開発しております、すいじんという発電機の活用事例で

ございますけれども、現に飯田市内で実際に稼働しておるのは3カ所でございます。ただ、非常にちゃんと回るようになるのは大変苦勞したものですから、現在条件の異なるさまざまな河川で設置実験をしています。昨年度につきましては、御参考までに総務省で分散型エネルギーインフラ活用事業という補助事業、委託事業でございますけれども、これを使って、比較的大きな河川での取水の実験も行っているところでございますので、報告書がまとまりましたら、よろしければご提供することもできます。3カ所ほど稼働実例がありますけれども、なお実証を要するという段階でありますものですから、より手軽に使っていただけるよう、さらに実証を深めていくものと思っております。

コストでございますけれども、さまざまございまして、小さな河川で塩ビ管を上流で取水をいたしまして、くきくきと曲げながら持ってくるようなものもございまして、そうしたものについては非常に安いコストでできています。本当に手づくりに近いものでございまして、すいじんそのものが60万円弱でございますので、100万円とかというオーダーで十分できてしまうと考えていますが、それで上手に回るかということ、今申し上げましたように小さな河川ではなかなか回りにくいということがわかってきております。比較的流量が安定しているほうが回りやすいということがございますから、そういったことを含めまして、今比較的大ぶりの河川を試みておりますけれども、小さな川については、水をためる堰をつくらなければならなかったりして、そういうものには土木工事が発生する場合もございまして、この面につきましては何百万円という単位、もっと大きな500万円、600万円というような単位になることもございます。ということで、そういう場合につきましては事業キャッシュフローをしっかりと計算してやらないとペイしない事例でございますから、そうした場合はすいじんよりももう少し大きな発電機を使った方が発電事業としてはよりうまくいく場合がありますので、すいじんだけではない展開も推進いたしているところでございます。以上でございます。

○小田島峰雄委員 ありがとうございます。

今小水力発電につきまして関心も高まってまいりまして、例えば私は議員の副業で土地改良区の理事をやっているのですけれども、いろいろなところで実証実験をしております。膨大な管路を利用して発電するということは取り組んでみる価値はあるのだろうけれども、莫大な設置費用がかかって、得られる電力が少量という感じになってやっております。ちゅうちょしている土地改良区が県内にもたくさんあるのです。県内でも何カ所か設置事例があるのですけれども、デモンストレーション用の趣味の発電みたいなもので、実用的な発電所はそんなにないのです。そういう中で、発電コスト、あるいは設置費用を軽減できると、十分採算が合うのではないかと。こういう意味で、今60万円ほどという話をされましたが、これがどんどん開発されていくのだろうと思いますし、価格も安くなっていくのだろうと思いますけれども、今ちょうど過渡期にありまして、非常に厳しいなと思っておるところでございます。実際に3カ所ほど市内で取り組んでいる事例があるというお話でございますので、もちろんこれはコスト計算して、どうのこうのという段階では

ないのですね。

○田中克己講師 実証の延長でございます。

○小田島峰雄委員 ぜひそういうものの結果が出ましたら、またお伺いして見に行きたいなと感じました。ありがとうございます。

○喜多正敏委員長 ぜひ実証結果出ましたらば、資料をいただければ我々も見たいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木茂光委員 どうもありがとうございました。20年ぐらいの取り組みの中で、今こういう姿になっているということも、それに取り組みされた職員なり市の方々の非常に強いものを感じるのですが、そういう考えを切らさないでこれまで持ち続けられたということとはどこにあるのか、聞きたいと思ひます。

○田中克己講師 飯田市民として私も感じる場所がありますけれども、実は環境政策のためにやっていたのではないというところが恐らくは一番大きかったのではないかと思ひます。飯田というのは地域性もあるかと思ひますけれども、先ほど申しました公民館活動が盛んであったりとか、住民の自治意識が非常に高い地域だったりします。例えば今温暖化が続いておまして、こちらも恐らく同じ御懸念があるのだらうと思ひますが、寒くならないとリンゴが余り赤く色づかない、お米が白化して、高温化してとれなくなってきたとか、そういったことが生活の非常に身近な、あるいは結いのコミュニティーをつくる根本的なところに影響するような形で温暖化も結構認識されておます。あるいは、例えば市田柿というのは、十分寒くなって天竜川の川霧が上がらないと粉が吹かないのですけれども、今は冷たい空気を扇風機で送らないと粉が吹かなくなっておます。農を中心として育まれてきた地域のコミュニティーとか、あるいはそれを支えてきた公民館活動だとか、公共への参画マインドというのは高い地域なのですけれども、環境に対するむかせ方が、行政ではなくて、地域住民レベルで非常に高いです。私は職員であると同時に飯田市民なのですけれども、環境とかに対する非常に高い意識があるということは間違いないと思ひます。

環境政策は市の政策の五本指の一本に入っておまして、農を守る地域文化がある生活をどう次世代に受け継いでいくのかということが、広く共有されているというところが意外と密接に影響があるのだらうと、今先生の御意見をお聞きいたしまして思うところでありまして、飯田の地域性が大きく変わらない限りは、恐らく環境政策はやめろといつてもやめないのではないかなというような、そんな感じすらしているところでございます。

○高田一郎委員 どうもありがとうございました。飯田市は条例もつくって、本当にまちを挙げて再生可能エネルギーに取り組んでいるというお話をいただきました。

それで、再生可能エネルギーというのは非常に地域の経済効果、雇用効果に結びつくなんていうことをよく言われているのですけれども、長年取り組んできて、地域の経済効果や雇用効果はどういった点であられるのかというのを一つお聞きしたいということ。

二つ目には、自治の力が飯田市に根づいているのかなと思ひますが、再生可能エネル

ギーの拡大、充実にまちを挙げて取り組んできて、再生可能エネルギーに対する住民の意識というのがどのように変化があるのかなというところをまずお聞きしたい。

○田中克己講師 それでは、御回答させていただきます。

1番の経済効果という点でございますけれども、2点御紹介できるかと思えます。

まず、1点、雇用でございますが、飯田市は地域経済活性プログラムというものを産業部門で持っております。このプログラムで計画的に飯田市の経済的な成長をして、それによる効果を計測していくという評価システムなのですけれども、この中で1次波及、2次波及、3次波及と、波及の段階を設けております。今回この資料には載せていなかったのですけれども、この中で、再生可能エネルギーに関する雇用の波及効果というのは余りというか、ほとんど見込んでいないのです。大きく見込まれてくるとなると2次的な波及以降で、1次的な波及効果というのはあまりないとみています。2次的、3次的な波及と申しますのは、例えば大きなメガソーラー発電でありますと、当然土木工事だとか電気工事の人的需要が生じます。そもそもパネルの販売需要も生じますので、そういったことはあります。そういった2次的な効果というものはあるのですけれども、直接的なパネルによる雇用効果というものは余り高く見込んでいないというのが現状であります。

ただいまのお話に関係いたしまして2次的な効果という観点で申し上げますけれども、大きくは資材の販売という部分、経済全体に対するインパクトでございますが、おひさま進歩エネルギーだけのものをとり出してどれぐらいあるかというのを試算いたしました。平成16年から市民ファンドを創生して、ことしで10年目になるのですけれども、この間10億円と試算されております。どういうことかと申しますと、おひさま進歩エネルギーが大体1年に1事業やりまして、1年間に1億から2億円ぐらいファンド創生しますが、そのお金が半分ぐらいは飯田市民、半分ぐらいは全国から集まっていますので、資金という関係での波及があります。それが地元の資材として全部地元が発注されますので、協力会社という形で発注がかなりあります。そういう形で太陽光パネルに関するおひさま進歩エネルギーの直接的な1次波及だけでも、この10年間で10億は下らないとみていますので、2次波及、3次波及はもっと大きな効果があるとみていますけれども、飯田市といたしましてはこういったことも踏まえまして、十分経済的な効果はあるのではないかとことを評価いたしております、この再生可能エネルギー事業を進めております。

それから、もう一点でありますけれども、住民意識というのは非常に大切な問題でございます。太陽光パネルを普及するのは行政ではなく、住民の方々が自分の屋根の上に載せてくださったとか、住民の方々のエコロジーな行動の積み重ねが全体として環境貢献になるので、幾ら市役所とか県庁が一人でもがいても、県民、住民の参画がなければ計画は達成されてまいりません。やはり住民の意識が変わらないと全然だめだということはあると思います。飯田市に関しましては住民の意識は確実に高まっていると思います。

この場をお借りしての御紹介になるのですけれども、先ほど、金融庁からおひさま進歩エネルギーに業務改善命令を受けたという話をしたと思います。実はこれが住民の意識の

大きな影響なのですけれども、簡単に申しますと、平成 16 年におひさま進歩エネルギーが始まったときには、ファンドごとに銀行の口座で独立して経理をすればいいと言われていたのですが、平成 19 年の段階で、お客様から預かったお金とファンドを動かすための固有の財産を分離しなさいということが金融商品取引法で制定されたのであります。おひさま進歩エネルギーは平成 16 年からずっとやってきて、別に実害がないということで、一つのファンドでやっていたのですけれども、分けていなかったということで業務改善命令が入ったということだったのです。これは、いわば投資家が投資したお金が会社自体の固有の財産とごちゃごちゃになると投資家のお金が保護されないので、リスクが生ずるおそれがあるということで、今ほかに追従する市民ファンドはたくさん出ておりますので、そういった方々の一つの目安になればということでやっております。

そうはいいまでも、一応金融庁から業務改善命令が出ましたものですから、投資家に対する説明会を東京と飯田市の 2 会場で、それぞれ 2 日ずつ行いました。投資家の方々の温度感をしんしゃくできるので、これも再生可能エネルギーに関する市民参画の大きなチャンネルなものですから、我々としても目を皿のようにしてモニタリングしていたわけがあります。結果的には、これだけたくさんの相当大勢の方々が投資していただいているのですが、何と東京会場には一人も投資家の方々はお越しになりませんでした。飯田会場も一人もお越しになりませんでした。金融庁から私的な資金消失は全くないということで、それは金融庁の文書を付して全国に配ってございましたけれども、要はお墨つきをいただいておりますので、事務が悪いだけだということをおひさま進歩エネルギーからお聞きしていますので、市民の方々から頑張れという声がほとんどでありました。市民の方々が環境に貢献したい、特に飯田市民は環境に貢献したいという思いがより強まってきているというのがおひさま進歩エネルギーを通じて感じるできるのでございます。

そして、そういったものの積み重ねが今飯田市におきましても太陽光のみならず、住民の方々がいっぱい条例案件として相談に来ていただいておりますので、温度はどんどん高まっているかなというのを我々は手応えとして感じておりまして、広く全国の方々が、それから飯田におきましても温度の高まりを感じております。

○高田一郎委員 今のお話を聞いていますと、飯田市の再生可能エネルギーの取り組みで大変大きな役目を果たしているのがおひさま進歩エネルギーではないかなと思うのですが、どういった組織なのかということ、市民がかなり投資してやっていると思うのですが、それはどの程度の規模になっているのかというのを一つお伺いしたいということと。

それから、41 ページの地域公共再生可能エネルギー活用事業の進め方について、市民が何かしたいということで始めますけれども、市民はノウハウがないわけで、それに対するいろんな支援とかというのが必要でありますし、また財政的なものというのもあると思うのですが、ここには金融機関から借りやすくなる資金があるとか、あるいは市民ファンドを活用してもらおうとか、具体的にどのような状況になるのかというのが二つ目です。

最後に、地元産材を活用した 21 世紀型環境共生型モデル住宅ですけれども、実際にどの

ような中身になっているのか。それで、金額的にどの程度で、どのぐらい建設されているのかという、その辺のところの事業の状況についてお伺いしたいと思います。以上です。

○田中克己講師 それでは、3点ご質問いただきました。

1点目から。おひさま進歩エネルギーのことなのですが、平成16年にNPOで立ち上がった団体でございます。現在では市民ファンドを組成するにあたりまして、事務上の理由から会社法の適用を受ける株式会社になっているということでございますが、もともとはNPOであります。活動そのものはNPOみたいなものなのですが、ファンドを創設するための特別目的会社を構成するために、やむを得ず会社法の適用を受け、法人格となっております。事業構造としましては、再生可能エネルギーの専門のノウハウを持っているおひさま進歩エネルギー株式会社というのがございまして、これは再生可能エネルギー事業だけを専門に行う会社であります。一方で金融商品取引法に基づいて市民から集めたお金とは別におひさまファンドという、独立したファンドをつくるということになっています。この会社が再生可能エネルギー事業をおひさま進歩エネルギーに委託をして、ここでお金を生ませてファンドに残すということをやっております。ですので、おひさま進歩エネルギーに受託をして、再生可能エネルギー事業だけやる会社です。全体がグループで、社員が恐らく七、八人しかいない、みんなダブって重なり合っているのですが、活動のイメージとしてNPOに近いというものでございます。

ファンドの規模感ですが、1年に1回ファンドを創設するのですが、毎年2億円くらいの金を全国から集めております。大体2カ月から3カ月の募集期間でいっぱいになりますが、不足する場合は地元の銀行がプロジェクトに対して融資をするという形で、これは本当に特異的なこととございます。NPOの社長が人的補償を形的にはしているらしいのですが、銀行ではこの人を搾っても100万円ぐらいしか出ないと言っていますので、プロジェクトに対して融資をしているのだよということを銀行は言っていますので、こういう体制ができると資金的に脆弱なビジネスであっても、十分再生可能エネルギーに使う展開をしていけるのかなということは感じているところでございます。

2点目、地域公共再生可能エネルギー活用事業ということでございますが、このノウハウは明らかに住民の方が何も持っておりませんので、先ほど梁山泊と申しました専門家の機関にこんなことやりたいというのを持っていきます。それで、何回かお会いしますが、コンサルティングしながらやると固まってくる感じなのですが、その前に我々もある程度ノウハウを持っておりますので、梁山泊に行く前段階で1回我々の事務局に来て、相談に乗っております。そして、ある程度形になってきた段階で、今度は梁山泊、審査会上げて、審査会の先生方の補足を得るといって、そんな段階を経ております。そういった意味ではワンストップサービスであることができているかと思っております。

それと、もう1点、資料の32ページでございますが、ワーキング審査というのが書いてあるところがございます。ボード審査というのは公益性とか総合的なことを審査するのですが、ワーキング審査というのはうんと細かい電気技術上の問題であるとか、土木

工学のような問題が生じた場合は、専門家を招へいします。この審査会は下部委員会と連動しておりますので、できるだけワンストップで案件が成立し得るように、飯田市としても支援をしていくような状態でありますので、やはりノウハウの欠落が一番のボトルネックになっているというのが現状ではないかと思えます。

3点目、エコハウスでございますが、エコハウスにつきましては平成22年に環境省の補助事業でつくりました。飯田市も若干負担しているのですけれども、用地が5,000万円、建物が5,000万円という形で、補助ベースで大体1億円ぐらいです。これを見て住民の方々に一部分でもまねしてつくってくださいという趣旨でつくったモデルハウスであります。フルセットを導入するのは無理だと思いますので、ここに専門の御案内人を2名常駐しております。ここに来られた方に、この床暖房を採用したいとか、この空気の循環システムを採用したいという方には全部コンサルティングができるコンシェルジュをいつも張りつけるということであります。それから構造につきましては地元の建築士が地元産の炭や土を使いまして、非常に地元の自然環境や環境技術に配慮した空間としてつくってございます。

それから、もちろん太陽光パネル、太陽熱温水器、それから地熱を建物内に循環させる機能を備えております。そういったようなことで、ざっくり1億円、高いお金でありましたけれども、そうやって毎年1万人の来場者がございます。以上であります。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 大変厳しい自然環境の中、高い技術と結いの精神に基づくエネルギー政策において長い歴史を持っておられる飯田市の公共事業について、大変熱意を込めてお話をしていただきました。グリーン政策が単に発電だけではなくて、人や地域、企業にエネルギーを与えるということで、今回の再生可能エネルギーの話を自治や地域振興にも大いに役立てていきたいと思っております。

田中様には、本日はお忙しいところ本当にありがとうございました。もう一度盛大な拍手をもって感謝の意を表したいと思えます。

〔拍手〕

○喜多正敏委員長 次に、9月に予定されております当委員会の調査事項についてですが、御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。